

東洋テックグループ人権方針

東洋テックグループは、安心して快適な社会の実現に貢献する企業グループとして、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、人権尊重の取り組みを推進していきます。

東洋テックグループの事業活動に関わる全ての方々の人権尊重に取り組むため、「東洋テックグループ人権方針」を策定しました。

1. 適用範囲

本方針は、東洋テックグループの役員、全従業員に適用されます。

また、お取引先ならびに関係者の皆様にも本方針への理解とご支持をいただき、全てのビジネスパートナーの皆様とともに人権尊重の取り組みを推進していきます。

2. 法令遵守と国際規範

東洋テックグループは人権尊重に関わる法令を遵守します。

また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、国内外の法令およびその精神を遵守し、国際規範に則った人権の原則を尊重して行動します。

3. 人権の尊重

東洋テックグループは、「国際人権章典」および「国際労働機関(ILO)の宣言」に挙げられた基本的原則を遵守するとともに、人種、民族、国籍、出身地、社会的地位、性別、年齢、言語、障がい、宗教、信念または信条、性的指向、性自認等を理由とする、あらゆる種類の差別や個人の尊厳を損なう行為を禁止します。

また、いかなる形態の強制労働および児童労働も認めません。

4. 人権を尊重する取り組みの推進

東洋テックグループは、人権尊重の責務を果たすために人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響の特定、回避または軽減を図るように努めます。

5. 救済・是正

東洋テックグループは、人権に対する負の影響を直接的、間接的に引き起こした場合、適切な手続きを通じて救済および是正に取り組むとともに、負の影響を防止または軽減するよう努めます。

6. 教育・研修

東洋テックグループは、本方針がグループ全体の役員および全従業員に対して理解され、人権問題に関する正しい認識が定着するよう、適切な教育と研修を実施します。

7. 情報開示とコミュニケーション

東洋テックグループは、人権尊重の取り組みについてウェブサイト等で報告していきます。また、関連するステークホルダーの皆様と誠実に対話と協議を行い、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

制定:2025 年 3 月 14 日

東洋テック株式会社

代表取締役社長

池田 博之